

令和4年 天草市農業委員会第3回総会議事録

令和4年3月25日天草市役所本庁3階第1委員会室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下敏明 君
5番	山下和弘 君	6番	玉田秀敏 君
7番	金棒康二 君	8番	淀川洋一 君
9番	富崎ますみ 君	10番	中村三千人 君
12番	井島安一 君	13番	野中幸廣 君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

11番 山並彰一郎 君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5名）

事務局長	原田 真 二	局長補佐	荒木 賢 司
係 長	松本 馨	書 記	浦川 優 也
書 記	濱 朋 也		

4、議事日程

開 会

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 議事録署名委員の指名について  |
| 日程第2  | 議第17号 農地法第3条の規定による許可申請について                            |
| 日程第3  | 議第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について                         |
| 日程第4  | 議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について                         |
| 日程第5  | 議第20号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について                     |
| 日程第6  | 議第21号 非農地通知書交付申請について                                  |
| 日程第7  | 議第22号 非農地判断について                                       |
| 日程第8  | 議第23号 空き家に付属する農地の指定について                               |
| 日程第9  | 議第24号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び<br>空き家に付属する農地の別段面積について |
| 日程第10 | 報告事項について  |

閉 会

開 議 15 時 00 分

○事務局（原田真二君） ただいまから令和 4 年天草市農業委員会第 3 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） みなさんこんにちは。農作業等で大変お忙しい中とは思いますが、このメンバーで総会を審議していただくのが最後となりました。私が、農業委員会の会長となって、はじめの頃は、本当に様々な不安があって、わからない事が沢山ありました。しかし、皆様のご協力とご指導によって、ここまで無事やって来られたとっております。心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。皆様と一緒に歩んできた中で、コロナウイルスが問題となりまして、現在でも天草市で十数名の感染者が確認されております。そんな中農業委員会の中では、感染が抑えられております。これもひとえに、皆さんが注意しながらも、農家の方にご指導していただいた賜物と思いますので、この場を借りて、感謝申し上げます。また 3 月 14 日に、農業委員会として、次年度どのような取り組みをしたいかという事で、市長と協議を行いました。合わせて 5 つの要望を出しました。まず 1 つ目が、非農地判断の推進です。2 つ目がタブレットの積極的な導入です。利用状況調査などで、農地利用最適化推進委員さんが活動をされる際に、今自分がどこにいるのかが、地図を見てもわからないという事がございました。そこで、財産経営課で協議を進めていただき、タブレットをもって位置情報を確認できるように取り組んでおられます。実現すれば、自分の今いる場所が分かり、今までよりもスムーズに作業が進むのではないかと考えています。3 つ目が「人・農地プラン」についてです。現在はまだ、法案として提出しているという段階ですが、10 年後の農地の使い方をどうしていくのかというものです。来期は 5、6 年かけて地図に落とし込むという大きな仕事が、農業委員に課せられています。それをどうしていくのかを、数年かけて検討して、実行していきたいとっております。4 つ目が、農業委員会と最適化推進委員の手当についてです。熊本県の他市町村と比較したところ、手当て水準が低いのではないかと感じましたので、対応をお願いしました。5 つ目が人事についてです。農業委員会では、3 年間再任用職員として活躍された中山さんが退職され、また 2 つあった係が 1 つに統合されます。それに伴い、「職員の数を減らさないで欲しいこと」、「再任用職員は、農業に関する業務を経験している方にして欲しいこと」、「コンピューターなどの技術通信に精通している職員を配置して欲しいこと」以上の 3 つを要望しました。その結果、令和 4 年度の人事異動にはそれが十分反映された形になったのではないかと感じております。さて、4 名の農業委員さんが来季から変更となりました。これまで難しい様々な仕事をしていただいたと思います。農業委員を退かれた後も、多くの農家の方や新しい農業委員や最適化推進委員が、分からないことを聞いてこられる事があるかもしれません。その時

は、ご存知の範囲で構いませんので、教えていただければ幸いです。本当にお疲れ様でした。引き続き農業委員として活動する私たちは、4月1日に任命を受ける予定でございます。業務量が増加することが予想されますが、精一杯頑張っていきたいと思っております。皆さんにもご協力をよろしくお願ひし、私の挨拶を終わります。ありがとうございました。

○事務局（原田真二君） 本日は、11番山並彰一郎委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願ひ致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、3番黒川委員、4番松下委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第2、議第17号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願ひ致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。亀場町の譲受人は亀場町の譲渡人より、亀場町の田と畑4,196㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから南西へ約1.6km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次も現地の写真です。次も現地の写真になります。資料③の1ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲と野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願ひ致します。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。先ほどの地図を見られれば、分かれると思ひますが、申請地は、食場の1番奥のところになります。私も行ったことがなかったので、勉強させていただきました。申請地を購入された方とお会いし、いろいろな話を聞いてきました。広範囲にセイタカアワダチソウが沢山生えており、本格的に水稲や野菜を栽培するには、数年かかるかもしれないとおっしゃられていました。耕作には少し時間がかかると思ひますが、耕作放棄地を再び農地として使っていただけるということなので、ありがたいと思ひて見て参りました。何も問題ないと思ひます。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 2番について説明します。この農地は、令和4年2月総会で空き家に付属した農地に指定されたものです。譲受人は空き家等情報バンク制度の利用登録者であり、空き家の売買契約が完了しており、すでに空き家に移住済みであることを確認しています。有明町の譲受人は福岡県の譲渡人より、有明町の畑647㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所有明支所から北東へ約0.6km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 1番本田です。3月24日に山田最適化推進委員と現地確認しました。この案件につきましては2月の空き家バンクに付属する議案でございまして、もう実際にこの空き家に引っ越して住んでおられます。また、農地も管理するという事でございますので、何ら問題ないと思って見てきました。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 3番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の田2,408㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠甫郵便局から南へ約1.6km、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 1番本田です。3月24日に、光崎最適化推進委員と現地確認をしました。水稻の早期栽培をされるということで、既に作付けがされていました。よく管理されており、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 4番について説明します。倉岳町の譲受人は、栄町の譲渡人より、倉岳町の畑311㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧宮田小学校から北西へ約0.3km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。本日欠席となっております、山並委員から現地確認を行ったところ、特段問題はないとの回答をいただきました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑82㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から南東へ約0.2km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○5番（山下和弘君） 5番山下です。3月19日に地元の田口推進委員と現地確認をして参りました。ただいま事務局の説明通り問題はないと思います。審議をよろしく願います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 6番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑321㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した城河原保育園から南西へ約1.2km、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○5番(山下和弘君) 5番山下です。3月19日に地元の田口推進委員と現地確認をして参りました。航空写真を見せていただいていたいいですか。申請地のすぐ隣の農地が前回の総会であがってきた案件なのですが、近くの下にある農地を作られる方が、親族にあたる方です。そこが、土砂崩れなどの災害があるということで、その上を前回売買で買われて、そのさらに上も今回買うという事で、今回申請にあがっている案件です。後継者もいらっしゃいますし、何ら問題はないと思います。ご審議のほどをよろしくお願いします。

○議長(本田実君) ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(浦川優也君) 7番について説明します。天草町の譲受人は、さいたま市の譲渡人より、天草町の田と畑1,260㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した大江天主堂から東へ約0.3km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。申請が出る前に、所有者が遠方におり、管理ができないため、名義を変えたいと相談がありました。最初は左側の写真を見ていただければわかる通り、非農地で申請したいとの事でしたが、事務局で確認したところ、山のようにになっているとは言えず、また周り

が耕作農地であり、申請地が農振農用地であるため、農業委員さんと推進委員さん、事務局で協議し、非農地とは判断できない旨をお伝えしました。譲受人の方のご理解もあり、きれいに伐採され、今回の申請となりました。次も現地の写真です。同様に伐採前と伐採後の写真がありきれいにされています。次も現地の写真になります。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（松下敏明君） 4番松下です。3月21日に松本最適化推進委員と現地確認をしました。事務局の説明のとおりで、非農地を復旧してまで、農地にしたいという事で、問題ないのではないかという判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 8番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の田1,301㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦中学校から北西へ約0.5km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 13番野中です。3月22日に、現地確認をいたしました。既に野菜を作られており、譲受人の方も専門の農家にあたります。何ら問題ないと思われ。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第18号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑164.61㎡に倉庫兼車庫に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東小学校から南へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペース及び倉庫が必要なため、倉庫兼車庫1棟、駐車場3台として整備し利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○3番（黒川紀世子君） 3番黒川です。3月20日に現地確認へ行ってきました。下浦の平床という場所で、車1台を置くと道が塞がるようなところです。駐車場がなければ生活もままならないような場所で、裏の方にわずかに農地のようにして空いているため、そこに車をなんとか3台入れているようです。日々の生活に必要な駐車場として、仕方がないのではないかと見て参りました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。転用者は福岡県の個人で、牛深町の畑122㎡を個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深高校から西へ約1.5km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の



航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、許可後に地目変更を行っていなかったため、再度申請し、住宅1棟、庭として整備し利用する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、地目変更を行っていなかったため、顛末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（金棒康二君） 7番金棒です。3月21日に確認に行きました。現在はここに住んでおられないのですが、家の周りなどきちんと整頓され、管理が行き届いており、何ら問題はないと思いました。審議をよろしく願います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

○4番（松下敏明君） 4番松下です。以前農業委員会の中で、ブロックごとに始末書案件の資料を送っていただくことが決まり送られています。しかし、なかなか自分の担当地区以外の場所は、あまり見に行けないのが現状だと思います。今回初めて、5条の始末書案件を見にいきました。土日郵便配達もなくなり、先ほど会長からも、係長が一人になるという話が有って、大変ではないかなと思います。そこで、事務局がこれはブロック単位で見た方がいいかと判断した案件のみをブロックごとに送付して、それ以外は担当の委員さんにだけ送るのはどうでしょうか。現にこの案件も相当年数がたっていますので、確認に行かなくてもいいと思います。本渡、上島ブロックも、特に問題がなければ、担当委員さん以外には資料を送らなくてもいいのではないかと思いますので、皆さんでご審議いただければと思います。

○議長（本田実君） ただいま松下委員さんから意見がありました。一番はじめは、このような送り方はされていなかったと思われ。しかし様々な問題が出てきて、その近隣の農業委員さんにも送るという事で決まったと考えられます。ただ、やはり農業委員さんのそれぞれ地区担当があるので、地区委員の判断のみでもいいのではないかと意見として解釈してよろしいでしょうか。

○4番（松下敏明君） はい。

○議長（本田実君） 以上のような形に修正してはどうかという意見が出ております。皆さんいかがでしょうか。これに意見や異議がありましたら、出していただければと思います。

○10番（中村三千人君） 10番中村です。現在の始末書の件について、以前この委員会で協議していた時にブロックごとに資料を配布することが決まったわけですね。そういったやり方について、私は反対ではないのですが、始末書についての案件に関して、今後も案件数は

多くなるわけですから、一度審議を伸ばして、精査してからの方がいいのではないかと  
思っております。いかがでしょうか。

○議長(本田実君) 現在、中村委員さんと松下委員さんの2つの意見が出ております。来期からまた新しく、委員さんも変わられますので、できたら4月の総会で、再度始末書について、審議するという形を取らせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

(肯定の声あり)

○議長(本田実君) それでは、事務局の方と協議し、新しい委員の体制のもと、審議させていただくような形にしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長(本田実君) それでは、この2番の件につきまして、他に意見等ありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長(本田実君) 日程第4、議第19号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の4ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の田2.52㎡を贈与により取得し、倉庫兼車庫にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東小学校から南へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペース及び倉庫が必要なため、倉庫兼車庫1棟、駐車場3台として整備し利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。こちらの案件は、4条の1番の案件と事業計画は同じです。所有者が異なるため、4条と5条別々の案件として取り扱っております。なお、すでに転用済みのため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長(本田実君) 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○3番(黒川紀世子君) 3番黒川です。これも3月20日に現地確認へ行ってきました。先ほど事務局の説明の通り、同じところですが、そして、本人ではない人の土地が少し入っているそうです。そこは、先月、出た案件とつながっている場所です。その下には、先月の許可の

でたところで、既に家が建ち始めていました。どちらも事務所の駐車場に入り込んでいたという形になり、はじめはどこにあたるかが分かりませんでした。駐車場に入らせていただき、ようやく見えるような細いところですが、調査の結果として分かったものと思われませんが、これはもう仕方がなかったのではないかと考えています。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。転用者は熊本市の法人で、亀場町の田1,623㎡を売買により取得し、宅地分譲する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草自動車学校から南西へ約0.2km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、住宅用地としての需要が見込まれるため、宅地7区画、通路として整備し、利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに造成済みのため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 9番富崎です。以前山本委員さんと二人で見に行ったことがあり畑が埋めてあったのですが、さっきの現地の写真をお願いします。ビルが右側にあって、その手前のところが、道のようになっています。あそこも実際は、田んぼになっていたのですが、すでに造成がされていて、山本委員さんがおかしいなとずっと言っておられました。そしたら申請地と書いてある左側は、事務局と見に行った時には、もう一度畑に戻してありました。実際に右側はもう造成されているわけですから、始末書を出していただければならなかったのですが、戻すために時間がかかったみたいでした。始末書案件として出ているので、よろしくをお願いします。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番と4番について事務局よりまとめて説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番と4番についてまとめて説明します。3番については、転用者は本渡町の個人で、佐伊津町の畑 131.08 m<sup>2</sup>を贈与により取得し、個人住宅用地へ、4番については、転用者は神奈川県個人外1名で、佐伊津町の畑 368.91 m<sup>2</sup>に賃借権を設定し個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南東へ約 1.4km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則として許可できませんが、集落に接続しているため、例外的に許可することが可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、3番は親戚が住宅を建てるためのスペースが必要なため、4番は帰省に伴い、住宅を建てたいため、住宅1棟、駐車場3台、庭、通路として整備し、利用する計画です。資料③の7ページと8ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件にはともに該当しておりません。なお、すでに一部造成済みのため、それぞれの譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。この案件は、3月19日に、現地の確認をいたしました。現地は正面に海があって、向こう側は雲仙岳がみえるなど、高台にある住宅地で、別荘など地元の方ではなくて移住された方が家を建てられることが多いような場所です。この案件の航空写真の隣にある、左側の茶色い屋根のところですが、家が建ってしまっていて、やっぱり地元の方ではないような方がいらっしゃるような家でした。左上の方には住宅がいっぱい入ってしまっていて、別荘地みたいな感じで宅地化が進んでいるような場所です。非常に探すのに苦労しましたが、既にもう造成されています。そして始末書も出ています。神奈川県から定年退職して帰ってこられて、家を建てられるという事なので、何ら問題ないと思います。以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 資料②の5ページをご覧ください。5番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑149㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草病院から南へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、駐車場3台として整備し、利用する計画です。資料③の9ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。ここも3月19日に現地確認をいたしました。ちょうど現地にいったときに申請者の方がいらっしやいまして、少し話を聞くことが出来ました。駐車場にしたいということで、さきほどの動画を見せていただいていたいいですか。左側の今車が止まっているところが、申請者の自宅だと言われました。車を出し入れするのに非常に不便であること、近くに団地があって時々その駐車場に止めたりするけれども、最近はそれも厳しくて、止められなかったりするということでした。道路に止めようにも道路が狭いので、駐車場に転用したいということでしたので、何ら問題ないのかなと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（濱朋也君） 6番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑100㎡を売買により取得し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草病院から南へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、駐車場2台

として整備し、利用する計画です。資料③の10ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。こちらも3月19日に現地を確認しました。5条の5番の案件の方にお話を聞いて、この申請地の少し奥の方に譲受人が住んでおり、同様に駐車場にしたいという話を聞きました。先ほども言いましたように、車の出し入れがしにくい所です。駐車場にされるのはいいのかなと思いました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 7番について説明します。転用者は本渡町の法人で、本渡町の田169㎡に賃借権を設定し、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草拓心高等学校から北西へ約0.6km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、会社の駐車スペースが不足しているため、駐車場8台、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の11ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、すでに駐車場として利用されているため、譲受人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 8番淀川です。ここも3月19日に現地の確認をいたしました。この申請地のすぐ近くに介護施設がありまして、そこの方が駐車場として借りたいということでした。現地はもう、地目は田になっていますけども、ずっと前から耕作はされてなくて、雑種地のような状況だったと私は記憶しております。始末書が出ていますので、ここを今から田や畑にすることはできないかと思っておりますので、始末書案件ではございますけども、何ら問題ないのかなという風に思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 8番について説明します。転用者は天草町の個人で、天草町の畑 99㎡を贈与により取得し、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所天草支所下田南地区コミュニティセンターから北西へ約 1.2km、青色で着色した国道 389 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、現在営んでいる民宿を拡張して、事業を拡大したいため、民宿 1 棟、薪置場、庭として整備し利用する計画です。資料③の 12 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、すでに転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（松下敏明君） 4 番松下です。21 日に野田最適化推進委員と現地確認を行いました。すでに始末書のとおり 27 年前に、転用されていて、何も問題が起きていないことから、問題ないと判断して来ました。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 資料②の 6 ページをご覧ください。9番について説明します。転用者は河浦町の個人で、河浦町の田 679㎡を贈与により取得し、資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦中学校から南西へ約 5km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が現地の動画です。土地利用計画の内容は、大工をして

おり、資材置場が必要なため、資材置場、資材積卸場、転回スペースとして整備し利用する計画です。資料③の13ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なおすでに造成済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（野中幸廣君） 13番野中です。3月22日に、現地の確認を行いました。同じ名字となっていますが、兄弟さんかどうか、私も確認しておりませんが、隣の方が大工をされています。航空写真を見せていただいてもいいでしょうか。すでに道路の反対側は、田んぼですが手前はすべてが埋め立ててありまして、県が平成14年に埋め立てたという事でございます。すべてが埋め立ててある訳で、私が不思議に思うのが、他の土地も地目が田になっていないのかというのを危惧しているわけですが、そういったことで致し方がないのかなというようなことを思っ見てきた次第です。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第5、議第20号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは事務局より一括説明をお願い致します。

○事務局（松本馨君） 資料②の7ページをご覧ください。議第5号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が15件、再設定が19件、合計73件で、筆数73筆、総面積が112,162㎡となっております。なお、7ページの所有権移転の計画につきましては、本渡町広瀬の個人が熊本県農業公社より河浦町久留の田10,242㎡を売買により取得する計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の14ページの審査資料の利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）



○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定いたします。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 21 号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 非農地の申請の前に、天草市非農地証明事務処理要領というものを配っておりますので、そちらをご覧くださいと思います。先月、松下委員さんから非農地について意見がありました。改めて経緯を説明したいと思います。以前地域の方から、ここの農地は、どうして山林として判断されたのですかということをおっしゃられたそうです。原因の一部として、非農地通知書にあるという事で、松下委員さんからお指摘がありました。以前の非農地通知書には、現況地目と現況面積をいれておりましたが、県の様式の中には、現況地目や現況面積まで入っていないことが分かりました。事務局で様式の経緯を調べたところ、平成 26 年に法務局と協議をして法務局さんから、現況の地目まで入れて欲しいということで、県の要領とは違った様式で通知をしておりました。先月法務局さんと打ち合わせをしたところ、「農業委員会で様式を変えるという事で決まったことについては何も言えません」という事でしたので、県の要領に準じた新しい要領に変えました。松下委員さんが、先月言われていたのは、通知書に現況の地目に山林や原野と書いてあることで、例えば農業委員会が山林として判断したという事で、そこに植林しましたと言われる方が出てきてもおかしくない。そのような誤解を招かないために、あくまで農業委員会は、農地か非農地なのかを判断するだけでいいのではないかと事です。事務局としても、松下さんの意見と法務局さんの意見と私の前の担当職員の意見を取り入れて、今回新しく見直しをいたしました。事務要領は新しく変わったのですが、農業委員さんには今後も変わりなく、あくまで農地か非農地かを判断していただければ幸いです。引き続き非農地申請の説明をしたいと思います。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域の 3 件、五和地域の 4 件、天草地域の 1 件の計 8 件です。筆数は全体 13 筆、面積は 25,630 ㎡となっております。資料③の 15 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した現況を参考までに資料②の 26 ページの現況欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。黄色で着色した宮地岳郵便局から南西へ約 1.9 km のところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 2 番の地図です。黄色で着色した旧佐伊津中学校から北へ約 0.2 km のところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 3 番の地図です。黄色で着色した栢宇土保育園から南西へ約 2.6 km のところにあります。次が航空写真です。次が現地の写

真になります。次が4番から7番の地図です。黄色で着色した旧五和中学校から南西へ約1.5kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次も現地の写真です。次が8番の地図です。黄色で着色した旧五和中学校から南西へ約1.6kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が9番の地図です。黄色で着色した旧五和中学校から南西へ約1.4kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が10番から12番の地図です。黄色で着色した旧五和中学校から南西へ約1.4kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次も現地の写真です。次が13番の地図です。黄色で着色した大江天主堂から北西へ約0.5kmのところにあります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 3番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4番から7番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 8番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 9番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 10番と12番について意見及び質疑はございませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 議長（本田実君） 13番について意見及び質疑はございませんか。
- 4番（松下敏明君） 4番松下です。先月は大変迷惑をかけました。今事務局から説明があった通り、21日に松本最適化推進委員さんとみてきました。先ほど3条では、農地に復旧した件がありましたけれども、ここは二人で見て、非農地という事で、判断してまいりました。以上です。
- 議長（本田実君） 他にありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。
- 
- 議長（本田実君） 日程第7、議第22号、非農地判断についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（松本馨君） 議第22号の非農地判断について、ご説明いたします。資料は、タブレットの②の27ページから31ページでございます。この議第は、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、農林水産省経営局長、同省農村振興局長通知による『「農地法の運用について」の制定について』の規定に基づき、本人申請ではなく、農業委員会により農地に該当しない旨の判断をお願いするものでございます。この規定では、利用状況調査の結果、「荒廃農地B分類」と判定された農地について非農地判断を行うこととされていますが、これまでの調査でB分類と判定されながら非農地判断を行っていない農

地が多数残っており、これらの非農地判断を早急に進めていく必要がありますことから、その一部について提案させていただきました。今回、非農地判断をお願いする農地は、有明町上津浦地区に所在する農地 14 筆、新和町小宮地地区に所在する農地 30 筆、天草町高浜南地区に所在する農地 46 筆、合計 90 筆、面積は 33,950 m<sup>2</sup>でございます。これら農地は、有明地区については令和 3 年 8 月 2 日に、新和地区については令和 4 年 1 月 27 日に、天草地区については令和 4 年 2 月 8 日に担当地区の農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さん全員で現地調査を行いまして、「山林の様相を呈しており、農地への復元が困難な農地である」「周囲の状況から、継続して耕作することが困難な農地である」ことを確認いたしております。非農地判断が得られれば、その後の事務としましては、事務局で農地台帳の整備を行うとともに、所有者の方へ非農地通知書を発出し、法務局にて地目変更登記を行っていただくよう要請いたします。このほか、法務局や市課税関係部署へも非農地判断をした旨の情報提供を行う予定でございます。どうぞ、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(本田実君) ただいま説明がありましたが、ご意見及び質疑があれば伺いたいと思いません。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、提案された非農地判断について記載された農地については、非農地に認定いたします。

○議長(本田実君) 日程第 8、議第 23 号、空き家に付属した農地の指定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の 32 ページをご覧ください。空き家に付属した農地指定申請書件数は有明地域が 1 件。筆数は全体で 2 筆となっております。スクリーンをご覧ください。1 番の地図です。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧大楠小学校から北東へ約 0.1 km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が航空写真です。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。次が現地の農地の写真です。次が現地の空き家の写真です。空き家については天草市空き家等情報バンク制度のデータベースに登録されていることを確認しております。また、所有者は遠方に住んでおり今後遊休農地になることが見込まれます。空き家に付属した農地の別段面積取扱基準につきましては、資料③の 16 ページをご覧ください。以上です。

○議長(本田実君) 1 番の本田です。3 月 24 日に現地確認をしてきました。家はまだ本人さん達が住んでおられましたけども、もう空き家として渡す予定であり、そして家のすぐ裏側

が農地になっていますので、農地まで一緒に渡したい申請のため、何ら問題ないかなと思います。すぐ入れ替わりで、中に入られるような情報をきいております。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○事務局（浦川優也君） 失礼します。一部訂正がありまして、所有者さんは遠方に住んでいると説明しましたが、遠方に住むことが決まっております、今後空き家になるという事で、空き家に付属した農地となりますので、訂正いたします。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は空き家に付属した農地に指定することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第9、議第24号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び空き家に付属する農地の別段面積の設定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） お手元の資料④をご覧ください。議第24号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）及び空き家に付属した農地の別段面積の設定についてでございます。農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、天草市農業委員会が定める下限面積については引き続き40アールとするということでご提案させていただくものでございます。理由と致しましては、2020農林業センサスにおいて、管内の自給農家で30アール未満の農地を耕作している農家戸数が全体の約51.6パーセントであること等、同法施行規則第17条第1項各号に定められた基準を満たしている。また、下限面積は50アール未満、10アール以上の範囲においてアールを単位として定めることができるが、天草市において40アールと定めるのは、ほかに次のような理由による、ということで2点書いております。まず1点目でございますけれども、農地法施行令第2条第3号の規定に基づく、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外規定（経営が集約的に行われる場合、隣接地の取得等）並びに天草市が定める「農業経営基盤強化促進法による基本的な構想」に基づく農業経営基盤強化促進法による権利設定により小規模の農地利用が可能であること。2点目でございますけれども、本年2月17日開催の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議において、令和4年度の管内各市町の別段面積について、昨年度同様、天草地域で格差が生じないように、また、これ以上面積を引き下げると、転用の隠れ蓑にされてしまうことも懸念され

るなどの理由により、引き続き天草管内は、ひとしく40アールに設定する方針で、各総会に議案上程することを確認しています。以上のことから、引き続き下限面積は40アールとするということで上程をさせていただいております。つづいて「空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」についてございます。資料③の6ページから8ページまで取扱基準を添付しています。この件につきましても2月17日の連絡協議会代表者会議で協議いたしました。天草市におきましては、取扱基準を定めた令和2年度より今年2月末まで農地の指定申請件数8件(16筆)うち3条申請件数が4件(7筆)ありました。空き家に付属した農地の別段面積についても、天草管内で足並みを揃えた方がいいのではないかという意見がありましたので、変更なしで従前どおりの運用ということになりました。なお、農地法の改正により下限面積が廃止される予定です。時期は不明ですが分かり次第お知らせします。以上、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び空き家に付属した農地の別段面積の設定について、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長(本田実君) ただいま事務局から説明がありましたが、本件につきまして質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、原案のとおり別段面積の設定を行います。

○議長(本田実君) 日程第10、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(濱朋也君) 資料②の33ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は2件、どちらも田を畑に変更したいというものというものでした。第4条・5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和4年天草市農業委員会第3回総会を閉会致します。

16時30分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 本 田 眞

署名委員 黒川 紀世子

署名委員 松下 敏明

